



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp/>

営業企画担当者より一言

阪野 敬さま
(ばんの たかし)

昨今問題になっている騒音・排気ガス等の環境問題に対して、細心の注意を払いながら、バイクという趣味の世界に相応しい「楽しみ」を創造するために、生産性や効率だけでは語る事の出来ない、造り手の「情熱」や「こだわり」を、製品としてお客様にお届けしています。

HPリニューアルしました！

お客さま紹介

有限会社野島エンジニアリング (URL: <http://www.nojima-japan.co.jp/>)

◎会社概要

設立は平成10年2月、本店所在地は鈴鹿市住吉町。

オートバイ部品の製造。

朝日担当代表社員

近藤克麿

◎得意分野(商品紹介等)

みなさん、[モデファイ]とは何かご存知ですか？

「一部を変更する、修飾または修正する」という意味の言葉ですが、今回紹介する野島エンジニアリング様では、そんなオートバイのモデファイ用パーツの開発製造、オートバイ自体のモデファイサービスに力を入れている会社です。

代表の野島英俊様は、数々のオートバイレースに参戦し、世界選手権(WGP)へもメカニックとして参加した経歴を持つ経験豊かな方です。そんな野島様が、8耐参戦を始めとする長年のレース活動で蓄積された技術やセンスを、何らかの形でフィードバックしたいとの思いで、数々のパーツ・サービスを提供されています。

特にいちおしの足周りモデファイについては、是非上記HPの画像でご覧下さい！

オートバイはライダーの命を乗せて、公の場を走る乗り物です。特に安全性に直結するような制動系、駆動系、足周り等からの車体の強度変更、構造変更を伴うものには、吟味と検討が必要です。個性を楽しむということも大切ですが、やはり安全第一、実用使用に耐えうる耐久性の確保、周囲に優しくということがとても大切になってきます。それを会社のポリシーとして、商品開発、モデファイサービスを提供している有限会社野島エンジニアリング様のHPに、モデファイをお考え方はぜひアクセスしてみたいはいかがでしょうか？



話題の言葉

ブロードバンドとは、インターネットを通じ、音声だけでなく鮮明な動画像までやり取りできる高速大容量の通信サービスのことです。速度が最高每秒100メガバイトの光ファイバー通信回線と、同約50メガバイトのADSLが主流となっています。2006年3月末でのブロードバンド契約件数は約2,330万件に達しています。

このうち従来の電話回線を利用して通信速度を上げるADSLが全体の6割を占めています。光ファイバー通信回線に比べ料金が安く、契約時の工事も簡単な点が受け入れられています。ただ、最近ではインターネットでの動画配信サービスや動画広告の普及により、速度が速く、動画の送受信に向けた光ファイバー通信回線の伸びが顕著になっています。(稲垣)

税制改正レジュメ確定版プレゼント 平成18年度税制改正の分かりやすい確定版レジュメがようやく完成しました。先着10名様に限り、無料でお送りします。下記まで、お問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (取得後1年以内の建物の取壊し費用)

当社は、駐車場を増設するために当社の隣の土地を半年前に購入しました。その土地には、古い木造の建物が建てられているので建物を取り壊し、土地の部分を駐車場として利用することにしました。

その際の建物の取壊費用は除却損として処理することに税務上問題がありますか。

Answer

建物の取壊費用は除却損として損金算入することはできません。

建物の取壊費用だけでなく、帳簿価額についても土地の取得価額に含めることになります。

解説



固定資産の取得価額は、購入代価に引取運賃や仲介手数料などの付随費用を加えた金額となります。

そして、法人が建物を存する土地を取得した場合において、次のようなときは、建物の取壊し時の帳簿価額及び取壊費用の合計額を、土地の取得価額に算入します。

- ①当初からその建物等を取り壊して土地を利用する目的であることが明らかであると認められるとき
- ②取得後おおむね1年以内に建物の取壊しに着手したとき

たとえ土地とともに建物を取得したとしても、当初取得したかったのは土地だけであり、建物の取得は目的ではないためです。

ご質問の場合、取得の目的は駐車場増設のための土地利用にあり、建物はやむを得ず購入したものと考えられます。従って、建物の帳簿価額及び取壊し費用は土地の取得価額に含めることとなります。

根拠条文等

法人税法施行令 第54条(減価償却資産の取得価額)

法人税法基本通達 7-3-6(土地とともに取得した建物等の取壊費等)

7-3-16の2(減価償却資産以外の固定資産の取得価額)

※お問合せ先:朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp 富田まで